⑹　提出された申請書等は、原則として返却しない。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　契約書作成の要否　要
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑽　関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、記５⑴に同じ。
⑾　競争参加資格の認定を受けていない者の参加　記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も記５⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑿　技術提案資料に関する問合せを受け付ける。
⒀　競争参加資格確認資料及び技術提案資料は、提出者に無断で使用しない。
⒁　技術提案資料内容の採否については、競争参加資格確認結果通知書をもって通知する。
⒂　技術提案及び技術提案に基づく詳細設計の成果に関するすべての責任は技術提案の提出者にある。
⒃　技術提案が適正と認められた場合には、提案した工事目的物、施工方法等により詳細設計及び施工すること。
⒄　契約変更の取り扱い
①　技術提案に基づく詳細設計が完了した場合は、速やかに入札金額を上限額として当初契約を変更するものとする。この場合、請負人の責に帰さない限り工期の変更は行わないものとする。
②　詳細設計に要する設計費用の契約変更はしない。
③　不可抗力（地震、風水害等）によって地形が変形し、施工数量に変更がある場合は、契約変更の対象とする。
④　社会的条件（地元対応等）によって、新たな対策が生じる場合には、契約変更の対象とする。
⑤　設計業務履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合は、契約変更の対象とする。
⑥　工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合は、契約変更の対象とする。
⑦　設計図書で明示されていない施工条件について予測することのできない特別な状態が生じた場合は、契約変更の対象とする。
⑧　契約締結後、発注者が基本性能の変更又は機能を付加する新工種を指示した場合は、契約変更の対象とする。
⒅　詳細は入札説明書による。
⒆　地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更　本工事は「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

7　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Toshio Nakai, Director General of Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Floor slab replacement works of Abekawa Bridge and other 1 bridge on Tomei Expressway
⑷　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 15 July 2021
⑸　Due date for the submission of tenders by electric bidding system : 4 : 00 P.M. 15 July 2021 (If documents submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 15 July 2021)
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese
⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Tokyo Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. Shiroyama Trust Tower 11F, 4―3―1, Toranomon, Minato-ku, Tokyo, 105―6011 Tel. 03―5776―5600

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年４月22日
首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕

◎調達機関番号　420　◎所在地番号　13
1　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　（修）上部工補強工事２―210
⑶　工事場所　東京都墨田区両国２丁目　他
⑷　工事概要　高速７号小松川線における恒久足場設置工、疲労耐久性向上工、ボルト取替工、剥落防止対策工、壁高欄防水塗装工（外面）、塗装塗替工、き裂補修・補強工、実施設計等
１）恒久足場設置工　33,000㎡
２）疲労耐久性向上工　2,100箇所
３）ボルト取替工　43,000本
４）剥落防止対策工　5,500㎡
５）壁高欄防水塗装工（外面）　14,000㎡
６）塗替塗装工（鋼桁）　73,000㎡
７）き裂補修・補強工　1,400箇所
８）実施設計　一式
⑸　工期　契約締結日の翌日から1260日間
⑹　その他
①　本工事は、公募して競争参加資格確認申請書及び技術資料の提出を受け、競争参加資格を確認された者のうちから、競争入札により落札者を決定する一般競争入札の対象工事である。
②　本工事は、競争参加確認申請書の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。また、紙入札の承諾に関しては５⑴に掲げる事務の担当部局に紙入札方式参加承認申請書（電子入札留意事項様式１）を提出するものとする。
③　技術資料は、持参または郵送により提出すること。
④　本工事は、工程上一定の区切りと認められる期間に限り、主任技術者又は監理技術者の途中交代を認める工事である。
⑤　本工事は、受注者が着工日前に発注者に対して週休２日に取り組む旨を協議した上で工事を実施する週休２日制工事（受注者希望方式）である。
⑥　その他については、電子入札留意事項によることとする。
2　競争参加資格
⑴　首都高速道路株式会社の契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。（詳細は「入札説明書」に記載）。
⑵　首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の認定を受け、単体又は２者の共同企業体であること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、首都高速道路株式会社における「道路保全土木工事」に係る2021・2022年度の競争参加資格の再認定を受けている、単体又は２者の共同企業体であること。
⑶　2006年度以降に、以下に掲げるすべての工事完工実績（元請けに限る。）を有すること。ただし、同一工事ですべての工事完工実績を有する必要はない。なお、共同企業体の構成員（代表者を含む。以下同じ。）としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。
①　単体又は共同企業体の代表者
・鋼道路橋における上部工又は橋脚の補修・補強工事
・市街地（ＤＩＤ相当）における往復４車線以上の道路上において車線規制して行う工事
※ＤＩＤとは、人口密度4,000人／㎢以上で5,000人以上が集まっている地域である。（以下同じ。）